

三菱電機(株)製変圧器における不適切行為に対する  
当社伊方発電所の確認状況について

令和4年4月21日に公表された三菱電機(株)製変圧器の製作時工場試験における不適切行為について、三菱電機(株)より当社伊方発電所における以下の設備において不適切行為が確認されたとの報告を受けた。

1. 対象設備

3号機 主変圧器、所内変圧器、予備変圧器

なお、1, 2号機については、不適切行為対象はなかった。

2. 不適切行為対象試験

		主変圧器	所内変圧器	予備変圧器
耐電圧 試験	雷インパルス耐電圧試験	○	○	○
	交流耐電圧試験	×	×	×
温度上昇試験		○	×	○
損失測定		×	×	×
絶縁設計		×	×	×
温度設計		×	×	×
損失設計		×	×	×

(○：不適切対象、×：不適切対象外)

不適切行為のあった各試験の規格要求値は以下のとおり。

○雷インパルス耐電圧試験

対象機器	公称電圧 (kV)	規格要求電圧 (kV)
主変圧器	500	1,550
	22	150
所内変圧器	6.6	60
予備変圧器	187	750
	6.6	60

○温度上昇試験

対象機器		規格要求温度上昇限度 (K)
主変圧器	一次側巻線温度	60
予備変圧器	二次側巻線1温度	55

### 3. 不適切行為の概要

- ・耐電圧試験（雷インパルス耐電圧試験）については、民間規格（JEC 等）で規定された試験電圧値よりも低い電圧で試験を実施していたが、試験成績書には規定の試験値を記載していた。
- ・温度上昇試験については、民間規格（JEC 等）で規定された温度上限限度を超えた実測値が確認されたが、試験成績書には温度上限限度未満の値を記載していた。
- ・対象の変圧器は、民間規格（JEC 等）の要求に対しては上記のとおりであるが、法令（電気設備技術基準）に抵触するものではない。また、現地据付時に当時の電気事業法に基づく検査を実施していること、運転開始以降定期的な点検を実施しており、異常は確認されていないことから、直ちに安全性に影響が生じるものではないと考えている。

以 上